

父子家庭の父の就業の促進につながる業務をより多く受注できるよう、国並びに母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令（平成 25 年政令第 3 号）に定める独立行政法人及び特殊法人が物品やサービスを購入する場合には、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子・父子福祉団体等から購入するように努める。	父子家庭の父の就業の促進につながる業務をより多く受注できるよう、国並びに母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令（平成 25 年政令第 3 号）に定める独立行政法人及び特殊法人が物品やサービスを購入する場合には、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子・父子福祉団体等から購入するように努める。
⑭ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置に関する留意	⑭ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置に関する留意
母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置を講ずるに当たっては、情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上並びに情報通信ネットワークを利用した在宅就業等多様な就業の機会の確保並びにこれらに従事する人材の養成及び資質の向上に留意する。	母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置を講ずるに当たっては、情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上並びに情報通信ネットワークを利用した在宅就業等多様な就業の機会の確保並びにこれらに従事する人材の養成及び資質の向上に留意する。
⑮ 母子家庭及び父子家庭に対する生活の場の整備 都市機構賃貸住宅について、母子家庭及び父子家庭に対する優先入居を推進する。また、民間賃貸住宅への母子家庭及び父子家庭の入居の円滑化を支援するため、<u>家賃債務保証業者登録制度に関する情報提供を実施するとともに、居住支援協議会等が行う子育て世帯の入居を拒まない登録住宅等の情報提供等の取組を推進する。</u>	⑮ 母子家庭及び父子家庭に対する生活の場の整備 都市機構賃貸住宅について、母子家庭及び父子家庭に対する優先入居を推進する。また、民間賃貸住宅への母子家庭及び父子家庭の入居の円滑化を支援するため、<u>一般財団法人高齢者住宅財団が実施する家賃債務保証制度の活用を推進するとともに、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 10 条第 1 項に規定する居住支援協議会（以下「居住支援協議会」という。）が行う子育て世帯等の入居を受け入れることとしている民間賃貸住宅の情報提供等の取組を推進する。</u>

⑩ 親の扶養義務の履行を確保するための施策の推進等
養育費に関しては、養育費等の取決めの合意書のひな形や養育費等の取決めについて解説したパンフレットの離婚届との同時交付、養育費相談支援センターにおいて、母子家庭等就業・自立支援センターで受け付けられた養育費の取決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談に当たる母子・父子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターの相談員等に対する研修の実施、パンフレット等による普及・啓発等を行う。

また、財産開示手続の見直しや、債務者の有する不動産、給与債権、預貯金債権等に関する情報を債務者以外の第三者から取得する手続の新設を盛り込んだ民事執行法等一部改正法について、関係機関等への周知を図り、制度の利用を推進する。

面会交流に関しては、養育費に関する相談とは異なる専門性が必要であることに鑑み、関係機関との役割分担を明確にした上で、養育費相談支援センターにおいて相談等の対応を行う。なお、養育費相談支援センターでの対応が困難な場合には、その解決に資する方策や関係機関等に関する情報提供を行い、面会交流の取決めの促進を支援する。

さらに、養育費及び面会交流の取決めの促進に効果的な取組に関する調査・研究等を行い、都道府県等及び市等に情報提供することにより、都道府県等及び市等支援の取組を支援する。

⑪ 親の扶養義務の履行を確保するための施策の推進等
養育費に関しては、養育費相談支援センターにおいて、母子家庭等就業・自立支援センターで受け付けられた養育費の取決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談に当たる母子・父子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターの相談員等に対する研修の実施、パンフレット等による普及・啓発等を行う。

また、面会交流に関しては、養育費に関する相談とは異なる専門性が必要であることに鑑み、関係機関との役割分担を明確にした上で、養育費相談支援センターにおいて相談等の対応を行う。なお、養育費相談支援センターでの対応が困難な場合には、その解決に資する方策や関係機関等に関する情報提供を行い、面会交流の取決めの促進を支援する。

さらに、養育費及び面会交流の取決めの促進に効果的な取組に関する調査・研究等を行い、都道府県等及び市等に情報提供することにより、都道府県等及び市等の取組を支援する。

このほか、親の扶養義務の履行確保のために必要な支援を行う。 ⑰ 母子福祉資金貸付金等の貸付条件に関する配慮 母子福祉資金貸付金等の貸付条件について、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援が促進されるように配慮をして定める。	このほか、親の扶養義務の履行確保のために必要な支援を行う。 ⑰ 母子福祉資金貸付金等の貸付条件に関する配慮 母子福祉資金貸付金等の貸付条件について、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援が促進されるように配慮をして定める。 また、都道府県等の適切・円滑な事務運営に向けた支援を実施する。
⑱ 効果的な母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策を展開するための実態把握・研究 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策を効果的に推進するため、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の就業状況、収入状況、養育費の取得状況、各施策の<u>効果</u>などの実態を把握し、更に効果的な支援策についてその研究・検討を進める。	⑱ 効果的な母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策を展開するための実態把握・研究 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策を効果的に推進するため、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の就業状況、収入状況、養育費の取得状況、各施策の<u>効果</u>等の実態を把握し、更に効果的な支援策についてその研究・検討を進める。
(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援 都道府県、市町村等が以下の措置を講ずるに際しては、国は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦が必要なサービスを適切に受けることができるよう母子・父子自立支援員及び就業支援専門員を含めた相談体制の整備、関係機関の連携を推進しながら、当該措置が効果的に実施されるよう必要な支援を講じていくものとする。	(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援 都道府県、市町村等が以下の措置を講ずるに際しては、国は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦が必要なサービスを適切に受けることができるよう母子・父子自立支援員及び就業支援専門員を含めた相談体制の整備、関係機関の連携を推進しながら、当該措置が効果的に実施されるよう必要な支援を講じていくものとする。
① 相談支援体制の整備 ア 総合的な相談窓口の整備（実施主体：都道府県等及び市等）	① 相談支援体制の整備 ア 総合的な相談窓口の整備（実施主体：都道府県等及び市等）

福祉事務所等の相談窓口にて、母子・父子自立支援員を適切に配置するとともに、地域の実情に応じ、母子・父子自立支援員に加えて就業支援専門員を配置すること等により、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の様々な課題に対し、様々な支援メニューを組み合わせて、また、必要に応じて、他の支援機関につなげることによって、総合的な支援を行う相談窓口を整備	福祉事務所等の相談窓口にて、地域の実情に応じ、母子・父子自立支援員に加えて就業支援専門員を配置すること等により、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の様々な課題に対し、様々な支援メニューを組み合わせて、また、必要に応じて、他の支援機関につなげることによって、総合的な支援を行う相談窓口を整備
イ 相談機関関係職員を対象とした研修等の実施（実施主体：都道府県及び市町村） 福祉事務所の母子・父子自立支援員や就業支援専門員等の相談機関関係職員を対象として研修を実施するほか、他の機関が行う研修会等へ参加する等により、相談機関関係職員の専門性の向上を図る	イ 相談機関関係職員を対象とした研修等の実施（実施主体：都道府県及び市町村） 福祉事務所の母子・父子自立支援員や就業支援専門員等の相談機関関係職員を対象として研修を実施するほか、他の機関が行う研修会等への参加を支援
ウ 相談機関関係職員向けのマニュアル等の作成（実施主体：都道府県及び市町村） 「ひとり親家庭支援の手引き」等を参考にし、福祉事務所の母子・父子自立支援員や就業支援専門員等の相談機関関係職員向けの活動マニュアル等を作成	ウ 相談機関関係職員向けのマニュアル等の作成（実施主体：都道府県等及び市等） 福祉事務所の母子・父子自立支援員や就業支援専門員等の相談機関関係職員向けの活動マニュアル等を作成
エ 支援施策及び相談窓口に関する分かりやすい情報提供の推進（実施主体：都道府県等及び市町村） 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の支援施策に関する情報や相談窓口を分かりやすく示したパンフレット等を作成し、ホームページや広報誌等を活用して、支援施策及び相談窓口を情報提供	エ 支援施策及び相談窓口に関する分かりやすい情報提供の推進（実施主体：都道府県等及び市等） 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の支援施策に関する情報や相談窓口を分かりやすく示したパンフレット等を作成し、支援施策及び相談窓口を情報提供

また、相談しやすい、SNS 等をはじめとした情報技術を活用した相談ツールの構築を検討	
オ <u>相談機関関係職員の人材の確保・育成及び専門性の向上（実施主体：都道府県及び市町村）</u>	（新設）
<u>母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対する寄り添ったきめ細やかな支援の実施に向けて、中長期的な継続した支援の実施を前提として相談機関関係職員の適切な配置、研修等による人材育成や専門性の向上</u>	（新設）
カ <u>母子生活支援施設や民間団体との連携による相談体制の充実（実施主体：都道府県及び市町村）</u> <u>行政との関わりを持つ機会が持ちづらい母子家庭及び父子家庭並びに寡婦について、必要な支援が行き届くよう、母子生活支援施設や地域の民間団体との連携により、きめ細やかな相談・支援を行う仕組みの構築</u>	② 子育て支援、生活の場の整備 ア 保育所等の優先的利用の推進等（実施主体：市町村） (a) 就業や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、母子家庭及び父子家庭の優先的取扱い^等、母子家庭及び父子家庭の児童が保育所等を優先的に利用することができるような取組を推進 (b) 延長保育や休日保育、夜間保育、病児・病後児保育、一時預かりを実施 (c) 待機児童への対応や仕事と子育ての両立支援として、多様な保育サービス^フファミリー・サポート・センター

ター事業や子育て短期支援事業を活用	
イ 放課後児童クラブの優先的利用の推進（実施主体：市町村）	ター事業を活用
放課後児童クラブについても、その実施を推進するとともに、母子家庭及び父子家庭の児童が優先的に利用できるような取組を推進	放課後児童クラブについても、その実施を推進するとともに、母子家庭及び父子家庭の児童が優先的に利用できるような取組を推進
ウ 母子生活支援施設の整備・機能の拡充（実施主体：都道府県及び市町村）	ウ 母子生活支援施設の整備・機能の拡充（実施主体：都道府県及び市町村）
(a) 母子生活支援施設に入所する母子家庭のうち早期に自立が見込まれる者を対象に、地域社会の中の小規模な施設で、本体施設と十分な連携を図りながらその自立を重点的に支援する小規模分園型（サテライト型）の母子生活支援施設の設置を推進	(a) 母子生活支援施設に入所する母子家庭のうち早期に自立が見込まれる者を対象に、地域社会の中の小規模な施設で、本体施設と十分な連携を図りながらその自立を重点的に支援する小規模分園型（サテライト型）の母子生活支援施設の設置を推進
また、公設民営方式による施設整備を推進するとともに、その場合であっても母子保護及び自立促進等の機能を十分に果たせるような必要な体制を整備	また、公設民営方式による施設整備を推進するとともに、その場合であっても母子保護及び自立促進等の機能を十分に果たせるような必要な体制を整備
(b) 母子生活支援施設の機能を活用し、地域で生活する母子家庭及び父子家庭の子どもを対象とする保育機能（夜間・延長保育や入所待機の解消等のニーズにも対応）の充実を図り、地域の母子家庭の母及び父子家庭の父の子育てと仕事の両立を支援	(b) 母子生活支援施設の機能を活用し、地域で生活する母子家庭及び父子家庭の子どもを対象とする保育機能（夜間・延長保育や入所待機の解消などのニーズにも対応）の充実を図り、地域の母子家庭の母及び父子家庭の父の子育てと仕事の両立を支援
(c) ひとり親家庭の支援拠点としての活用 市町村と母子生活支援施設が相互に連携を図り、母子生活支援施設の機能を活用した、ひとり親家庭等生	(c) ひとり親家庭の支援拠点としての活用 母子生活支援施設におけるひとり親家庭等生活向上事業や子育て短期支援事業の実施、就業支援専門員の

活向上事業における相談支援の実施や子育て短期支援事業の実施、就業支援専門員の配置等を通じ、母子生活支援施設を、地域におけるひとり親家庭の支援拠点として活用	配置等を通じ、母子生活支援施設を、地域におけるひとり親家庭の支援拠点として活用
エ 公営住宅の積極的活用の推進（優先入居の推進等）等（実施主体：都道府県及び市町村） (a) 特に居住の安定確保が必要な者として母子家庭及び父子家庭に対する公営住宅への優先入居を推進 (b) 民間賃貸住宅への母子家庭及び父子家庭の入居の円滑化を支援するため、<u>居住支援協議会</u>が行う子育て世帯の入居を<u>拒まない登録住宅等</u>の情報提供等の取組を推進	エ 公営住宅の積極的活用の推進（優先入居の推進等）等（実施主体：都道府県及び市町村） (a) 特に居住の安定確保が必要な者として母子家庭及び父子家庭に対する公営住宅への優先入居を推進 (b) 民間賃貸住宅への母子家庭及び父子家庭の入居の円滑化を支援するため、<u>居住支援協議会</u>が行う子育て世帯の入居を受け入れることとしている<u>民間賃貸住宅</u>の情報提供等の取組を推進
オ 身元保証人確保対策事業の実施（実施主体：都道府県及び市町村） 母子生活支援施設等を退所する母子家庭等が、身元保証人を得られず、住居を借りる際に困難となることがないよう、身元保証人確保のための支援を推進 カ 母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金や転宅資金の貸付けの実施（実施主体：都道府県等） 母子父子寡婦福祉資金貸付金のメニューである住宅資金や転宅資金の貸付けを通じて母子家庭及び父子家庭への住宅支援を推進	オ 身元保証人確保対策事業の実施（実施主体：都道府県及び市町村） 母子生活支援施設等を退所する母子家庭等が、身元保証人を得られず、住居を借りる際に困難となることがないよう、身元保証人確保のための支援を推進 カ 母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金や転宅資金の貸付けの実施（実施主体：都道府県等） 母子父子寡婦福祉資金貸付金のメニューである住宅資金や転宅資金の貸付けを通じて母子家庭及び父子家庭への住宅支援を推進
キ ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施（実施主体：都道府県及び市町村）	キ ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施（実施主体：都道府県及び市町村）

(a) 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の修学や疾病等の事由により家事、育児等の日常生活に支障が生じた場合等に、多様なニーズ、時間帯に応じて家庭生活支援員を母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の居宅に派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において、児童の世話等日常生活の支援を行うひとり親家庭等日常生活支援事業の実施を推進	(a) 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の修学や疾病等の事由により家事、育児等の日常生活に支障が生じた場合等に、多様なニーズ、時間帯に応じて家庭生活支援員を母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の居宅に派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において、児童の世話等日常生活の支援を行うひとり親家庭等日常生活支援事業の実施を推進
(b) ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施に当たっては、<u>各家庭の様々なニーズに対応できるよう、昼間、夜間等の多様な時間帯の利用を推進するとともに、出張等の場合に対応できる宿泊型事業の活用</u>を推進 (c) ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施に当たっては、事業の一部を母子・父子福祉団体、NPO、介護事業者等に委託することができるとし、家庭生活支援員として、母子家庭の母及び父子家庭の父を積極的に活用していくとともに、その資質の向上を図るため、講習会を実施	(b) ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施に当たっては、<u>昼間、夜間などの多様な時間帯の利用を推進するとともに、出張等の場合に対応できる宿泊型事業の活用を推進</u> (c) ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施に当たっては、事業の一部を母子・父子福祉団体、NPO、介護事業者等に委託することができるとし、家庭生活支援員として、母子家庭の母及び父子家庭の父を積極的に活用していくとともに、その資質の向上を図るため、講習会を実施
ク 子育て短期支援事業の実施（実施主体：市町村） (a) 保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、緊急一時的に保護を必要とする場合又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、母	ク 子育て短期支援事業の実施（実施主体：市町村） (a) 保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、緊急一時的に保護を必要とする場合又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、母

子家庭及び父子家庭の児童を短期間預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業の実施を推進 (b) 保護者が仕事等の理由により平日の夜間又は休日に不在となった場合やその他の緊急の場合に、母子家庭及び父子家庭の児童を保護し、生活指導、食事の提供等を行う夜間養護等（トワイライトステイ）事業の実施を推進 (c) 母子家庭及び父子家庭の児童が事業を優先的に利用できるような取組等を推進（新設）	子家庭及び父子家庭の児童を短期間預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業の実施を推進 (b) 保護者が仕事等の理由により平日の夜間又は休日に不在となった場合やその他の緊急の場合に、母子家庭及び父子家庭の児童を保護し、生活指導、食事の提供等を行う夜間養護等（トワイライトステイ）事業の実施を推進 (c) 母子家庭及び父子家庭の児童が事業を優先的に利用できるような取組等を推進 (d) <u>保護者が児童に付き添うことが困難である場合等に、居宅から実施施設等の間や実施施設から学校等の間における、職員による児童への付き添いを実施する等、子どもの安全の確保や利用者の負担軽減等を推進</u>
ケ ひとり親家庭等生活向上事業の実施（実施主体：都道府県及び市町村） (a) 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦を対象とした家計管理等の講習会等の開催、親同士の情報交換の場の提供等を地域の実情に応じて実施（新設） (b) 母子家庭及び父子家庭の<u>児童</u>を対象とした学習支援等を地域の実情に応じて実施 ③ 就業支援策 ア 母子・父子自立支援プログラム策定等事業の実施（実施	ケ ひとり親家庭等生活向上事業の実施（実施主体：都道府県及び市町村） (a) 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦を対象とした家計管理等の講習会等の開催、親同士の情報交換の場の提供等を地域の実情に応じて実施 (b) <u>母子生活支援施設や地域の民間団体との連携による相談支援を推進</u> (c) 母子家庭及び父子家庭の<u>子ども</u>を対象とした学習支援等を地域の実情に応じて実施 ③ 就業支援策 ア 母子・父子自立支援プログラム策定等事業の実施（実施

主体：都道府県等及び市等) (a) 児童扶養手当受給者等の個々の母子家庭及び父子家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、それに基づき、きめ細かな支援を行う母子・父子自立支援プログラム策定事業を実施。 (b) 事業の実施に当たっては、児童扶養手当の受給資格認定時、現況届提出時、受給から5年経過した時等あらゆる機会を捉え、対象者に対する事業の紹介に努める等、自立が見込まれる対象者のプログラム策定に着実につながるよう、効率的かつ効果的に実施 <u>(c) 適切な支援方針の提示とともに、効果的な資格取得を助言することができよう、プログラムの策定を行う職員に対する研修等を実施</u>	主体：都道府県等及び市等) (a) 児童扶養手当受給者等の個々の母子家庭及び父子家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、それに基づき、きめ細かな支援を行う母子・父子自立支援プログラム策定事業を実施。 (b) 事業の実施に当たっては、児童扶養手当の受給資格認定時、現況届提出時、受給から5年経過した時等あらゆる機会を捉え、対象者に対する事業の紹介に努める等、自立が見込まれる対象者のプログラム策定に着実につながるよう、効率的かつ効果的に実施 (新設)
イ 母子家庭等就業・自立支援事業の実施(実施主体：都道府県等及び市等) (a) 就業に関する専門的な知識や相談経験のある者による就業相談、就業支援講習会等、就業情報の提供、在宅就業の支援、母子・父子自立支援員を始めとする就業支援関係者の研修等、一貫した就業支援サービスを提供したり、母子生活支援施設と連携を図りながら、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の地域生活の支援や養育費の取り決めに促進するための専門相談を行う母子家庭等就業・自立支援センター事業を実施 (削る)	イ 母子家庭等就業・自立支援事業の実施(実施主体：都道府県等及び市等) (a) 就業に関する専門的な知識や相談経験のある者による就業相談、就業支援講習会等、就業情報の提供、在宅就業の支援、母子・父子自立支援員を始めとする就業支援関係者の研修等、一貫した就業支援サービスを提供したり、母子生活支援施設と連携を図りながら、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の地域生活の支援や養育費の取り決めに促進するための専門相談を行う母子家庭等就業・自立支援センター事業を実施 <u>(b) 就業支援講習会の実施</u>

	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の能力開発に資するため、就業支援講習会を実施 具体的には、 ・ <u>就職に結びつく確率の高い内容の講習を重点的に実施</u> ・ <u>求職活動や起業のノウハウについて講習を実施</u> ・ <u>受講者のために託児サービスを提供</u> ・ <u>講習会の実施に当たり、公共職業能力開発施設、女性就業援助センター等既存の施設を有効に活用</u> ・ <u>無業者等が就業するに際して、必要に応じて職場体験を行う機会を提供</u> (c) 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦が身近な地域で支援を受けられるよう、母子家庭等就業・自立支援センター事業と同種の事業を地域の実情に応じ選択し、実施する一般市等就業・自立支援事業を実施 (d) 都道府県等と市等は、十分な連携を図りながら、母子家庭等就業・自立支援事業を実施。また、自ら事業を実施することのほか、母子・父子福祉団体、NPO、社会福祉協議会等に事業の全部又は一部を委託する等<u>既存の施設・人材等を積極的に活用</u>
ウ	より良い就業に向けた能力の開発
(a)	母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付

金等（母子家庭自立支援教育訓練給付金及び父子家庭自立支援教育訓練給付金並びに母子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練促進給付金の活用（実施主体：都道府県等及び市等） - 母子家庭自立支援教育訓練給付金及び父子家庭自立支援教育訓練給付金 都道府県等及び市等は、その長が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母及び父子家庭の父に対して、講座修了後に受講料の一部を支給 - 母子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等 都道府県等及び市等は、介護福祉士等の経済的に効果的な資格を取得するために2年以上修業する場合で、就業や育児と修学の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のための給付金及び入学金の負担軽減のための一時金を給付	金等（母子家庭自立支援教育訓練給付金及び父子家庭自立支援教育訓練給付金並びに母子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練促進給付金の活用（実施主体：都道府県等及び市等） - 母子家庭自立支援教育訓練給付金及び父子家庭自立支援教育訓練給付金 都道府県等及び市等は、その長が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母及び父子家庭の父に対して、講座修了後に受講料の一部を支給 - 母子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等 都道府県等及び市等は、介護福祉士等の経済的に効果的な資格を取得するために2年以上修業する場合で、就業や育児と修学の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のための給付金及び入学金の負担軽減のための一時金を給付
(b) 技能習得期間中の技能習得資金及び生活資金の貸付け制度の活用（実施主体：都道府県等） 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の公共職業能力開発施設等における技能習得を支援し、技能を習得している期間中の生活保障のため、適正な償還期間を設定の上、技能習得資金及び生活資金の貸付けを実施	(b) 技能習得期間中の技能習得資金及び生活資金の貸付け制度の活用（実施主体：都道府県等） 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の公共職業能力開発施設等における技能習得を支援し、技能を習得している期間中の生活保障のため、適正な償還期間を設定の上、技能習得資金及び生活資金の貸付けを実施
(c) 保育士資格の取得の促進（実施主体：都道府県等） 家庭的保育事業の補助者としての経験を保育士養成	(c) 保育士資格の取得の促進（実施主体：都道府県等） 家庭的保育事業の補助者としての経験を保育士養成

成施設における保育実習とする取扱い ・ 家庭的保育事業の補助者としての経験を保育士試験の受験に必要な実務経験に算入 (d) 高等学校卒業程度認定試験の合格支援（実施主体：都道府県等及び市等） 母子家庭の母及び父子家庭の父等が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講し、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、高等学校卒業程度認定試験に合格した場合に、受講費用の一部を支給 (e) 在宅就業の支援（実施主体：都道府県等及び市等） 在宅就業を希望する母子家庭及び父子家庭に対し、専門の支援員による支援を実施	成施設における保育実習とする取扱い ・ 家庭的保育事業の補助者としての経験を保育士試験の受験に必要な実務経験に算入 (d) 高等学校卒業程度認定試験の合格支援（実施主体：都道府県等及び市等） 母子家庭の母及び父子家庭の父等が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講し、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、高等学校卒業程度認定試験に合格した場合に、受講費用の一部を支給する事業の推進 (e) 在宅就業の支援（実施主体：都道府県等及び市等） 在宅就業を希望する母子家庭及び父子家庭に対し、専門の支援員による支援を実施
エ 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の状況に応じた就業あっせん（公共職業安定機関等との連携）（実施主体：都道府県等及び市等） (a) 都道府県等及び市等は、母子・父子自立支援員等を配置し、児童扶養手当の手続を行う際等に、公共職業安定機関等と連携して、求人情報の提供や、就職・能力開発に関する相談等を実施 (b) 都道府県等及び市等は、公共職業安定機関等と連携し、地域における労働市場の状況に係る情報の提供等その支援を受けつつ、母子・父子自立支援員等就業支援関係者に対する研修を実施	エ 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の状況に応じた就業あっせん（公共職業安定機関等との連携）（実施主体：都道府県等及び市等） (a) 都道府県等及び市等は、母子・父子自立支援員や就業支援専門員を配置し、児童扶養手当の手続を行う際等に、公共職業安定機関等と連携して、求人情報の提供や、就職・能力開発に関する相談等を実施 (b) 都道府県等及び市等は、公共職業安定機関等と連携し、地域における労働市場の状況に係る情報の提供等その支援を受けつつ、母子・父子自立支援員等就業支援関係者に対する研修を実施

オ 公共職業訓練の実施（実施主体：都道府県） 都道府県は、公共職業安定機関等と連携し、母子家庭の母及び父子家庭の父を含めた求職者とその職業能力の開発及び向上を図ることを促進するため、公共職業訓練を実施	オ 公共職業訓練の実施（実施主体：都道府県） 都道府県は、公共職業安定機関等と連携し、母子家庭の母及び父子家庭の父を含めた求職者とその職業能力の開発及び向上を図ることを促進するため、公共職業訓練を実施
カ 所得の増大に結び付く就業機会創出のための支援 (a) 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦に対する起業支援（実施主体：都道府県等） 母子家庭の母若しくは父子家庭の父又は寡婦が共同して起業する場合に、母子福祉資金貸付金等（事業開始資金）を貸付け また、母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の起業を支援するため、起業の方法、事業計画、資金計画、労務管理等についてのセミナーを実施	カ 所得の増大に結び付く就業機会創出のための支援 (a) 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦に対する起業支援（実施主体：都道府県等） 母子家庭の母若しくは父子家庭の父又は寡婦が共同して起業する場合に、母子福祉資金貸付金等（事業開始資金）を貸付け また、母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の起業を支援するため、起業の方法、事業計画、資金計画、労務管理等についてのセミナーを実施
(b) 公共的施設における雇入れの促進（実施主体：都道府県及び市町村） 都道府県及び市町村が設置する公共的施設において、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の雇入れを促進 (c) 母子・父子福祉団体等への優先的な事業発注の推進（実施主体：都道府県及び市町村） 売店の優先許可の普及や、都道府県や市町村の機関による清掃業務の委託等母子・父子福祉団体等に対する優先的な事業発注を推進	(b) 公共的施設における雇入れの促進（実施主体：都道府県及び市町村） 都道府県及び市町村が設置する公共的施設において、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の雇入れを促進 (c) 母子・父子福祉団体等への優先的な事業発注の推進（実施主体：都道府県及び市町村） 売店の優先許可の普及や、都道府県や市町村の機関による清掃業務の委託等母子・父子福祉団体等に対する優先的な事業発注を推進
キ 母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用に関する啓発活	キ 母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用に関する啓発活

動等・情報提供	(a) 事業主や都道府県及び市町村の関係団体に対して母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動や、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進に向けた協力の要請を積極的に推進 (b) 母子家庭の母及び父子家庭の父を積極的に雇用する等の企業等における母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用に関する好事例について、情報を収集し、その提供を行うとともに、その企業等の公表や表彰等を実施 ク 母子・父子福祉団体、NPO等に対する支援 (a) 職業紹介事業を行う母子・父子福祉団体等への支援（実施主体：都道府県及び市町村） 職業紹介事業を行う母子・父子福祉団体やNPO等に対し、<u>公共職業安定所</u>や福祉人材センターと連携しつつ求人情報の提供等を実施 (b) 母子・父子福祉団体が行う事業に対する支援（実施主体：都道府県） 母子・父子福祉団体が、母子家庭の母及び父子家庭の父の福祉の増進を図るための事業（社会福祉事業、職業紹介事業、労働者派遣事業、信用保証業等）を行う場合に母子福祉資金貸付金制度等を活用 (c) 母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への努力（実施主体：都道府県、市町村及び地方独立行政法人）
----------------	---

母子・父子福祉団体等母子家庭の母及び父子家庭の父の福祉の増進を主たる目的とする団体が、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進につながる業務をより多く受注できるよう、<u>都道府県、市町村及び地方独立行政法人が物品やサービスを購入する場合には予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子・父子福祉団体等から購入するように努めること</u> ケ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置に関する留意（実施主体：都道府県及び市町村） 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置を講ずるに当たっては、情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上並びに情報通信ネットワークを利用した在宅就業等多様な就業の機会の確保並びにこれらに従事する人材の養成及び資質の向上とともに、<u>長時間の就業により親子の時間が奪われることのないように留意</u>	母子・父子福祉団体等母子家庭の母及び父子家庭の父の福祉の増進を主たる目的とする団体が、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進につながる業務をより多く受注できるよう、<u>地方公共団体及び地方独立行政法人が物品やサービスを購入する場合には予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子・父子福祉団体等から購入するように努めること</u> ケ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置に関する留意（実施主体：都道府県及び市町村） 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置を講ずるに当たっては、情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上並びに情報通信ネットワークを利用した在宅就業等多様な就業の機会の確保並びにこれらに従事する人材の養成及び資質の向上に留意
④ 養育費の確保及び面会交流に関する<u>取決め</u>の促進 ア 広報・啓発活動の推進（実施主体：都道府県及び市町村） 母子・父子福祉団体、NPO等の関係団体と連携して、養育費の支払や養育費及び面会交流の<u>取決め</u>に関する広報・啓発活動を推進 イ <u>相談体制の充実</u> (a) 養育費に関する<u>相談支援</u>（実施主体：都道府県等及び市等）	④ 養育費の確保及び面会交流に関する<u>取り決め</u>の促進 ア 広報・啓発活動の推進（実施主体：都道府県及び市町村） 母子・父子福祉団体、NPO等の関係団体と連携して、養育費の支払や養育費及び面会交流の<u>取り決め</u>に関する広報・啓発活動を推進 イ <u>相談体制の拡充</u> (a) 養育費に関する<u>専門知識を有する相談員の配置</u>（実施主体：都道府県等及び市等）

養育費の確保のため、弁護士による離婚前・離婚後の養育費取得のための取決めや支払の履行・強制執行に関する法律相談を実施するとともに、養育費に関する専門知識を有する相談員を配置し、取決めや支払の履行・強制執行手続に関する相談や情報提供、家庭裁判所等への同行支援のほか、講習会等を実施 (b) 面会交流に関する相談支援（実施主体：都道府県等及び市等） 離婚後における面会交流の取決めを行っている子どもと同居している親又は別居している親からの申請に応じ、面会交流に係る事前相談、支援計画の作成や子どもの付添い等の面会交流援助等の支援を実施 (c) 母子・父子自立支援員や婦人相談員等に対する養育費及び面会交流に関する研修の実施（実施主体：都道府県等及び市等） 母子・父子自立支援員、婦人相談員、母子家庭等就業・自立支援センターの養育費に関する専門知識を有する相談員に対し、養育費の取得手続等養育費に関する事項や面会交流の相談対応、関係機関や民間団体等との連携に関する研修を実施 (d) 母子・父子福祉団体、NPO等への支援（実施主体：都道府県及び市町村） 母子家庭及び父子家庭に対して、養育費相談や情報提供活動を実施する母子・父子福祉団体やNPO等に	養育費の取決めや支払の履行・強制執行に関する相談・調整や情報提供のほか、母子家庭及び父子家庭への講習会などを実施するため、地域の実情に応じ、養育費に関する専門知識を有する相談員を配置 (b) 弁護士による法律相談の実施（実施主体：都道府県等及び市等） 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、弁護士による離婚前も含めた法律相談を実施 (c) 母子・父子自立支援員や婦人相談員等に対する養育費及び面会交流に関する研修の実施（実施主体：都道府県等及び市等） 母子・父子自立支援員、婦人相談員、母子家庭等就業・自立支援センターの養育費に関する専門知識を有する相談員に対し、養育費の取得手続等養育費に関する事項や面会交流の相談対応、関係機関や民間団体等との連携に関する研修を実施 (d) 母子・父子福祉団体、NPO等への支援（実施主体：都道府県及び市町村） 母子家庭及び父子家庭に対して、養育費相談や情報提供活動を実施する母子・父子福祉団体やNPO等に
--	--

対し、情報提供等の支援を実施 ウ 情報提供（実施主体：都道府県及び市町村） 母子家庭及び父子家庭に対し、養育費取得手続、相談窓口等について、行政（児童扶養手当窓口、婚姻・離婚届窓口等）や関係団体による情報提供活動を推進 エ 面会交流支援事業の実施（実施主体：都道府県等） 別居親又は同居親からの申請に応じ、面会交流に係る事前相談や面会交流援助を実施	対し、情報提供等の支援を実施 ウ 情報提供（実施主体：都道府県及び市町村） 母子家庭及び父子家庭に対し、養育費取得手続、相談窓口等について、行政（児童扶養手当窓口、婚姻・離婚届窓口等）や関係団体による情報提供活動を推進 （削る）
⑤ 経済的支援策 ア 母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する情報提供、適正な貸付業務の実施（実施主体：都道府県等） 母子家庭若しくは父子家庭又は寡婦に対して、積極的に母子父子寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供を行うほか、プライバシーの保護に配慮した適正な貸付業務を実施	⑤ 経済的支援策 ア 母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する情報提供、適正な貸付業務の実施（実施主体：都道府県等） 母子家庭若しくは父子家庭又は寡婦に対して、積極的に母子父子寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供を行うほか、プライバシーの保護に配慮した適正な貸付業務を実施
イ 児童扶養手当に関する情報提供及び適正な給付業務の実施（実施主体：都道府県及び市町村） 母子家庭の母及び父子家庭の父に対して、積極的に児童扶養手当制度に関する情報提供を行うほか、プライバシーの保護に配慮した適正な給付業務を実施 ウ 児童扶養手当窓口における相談、情報提供等適切な自立支援の実施（実施主体：都道府県等及び市等） 児童扶養手当窓口において、母子・父子自立支援員等に	イ 児童扶養手当に関する情報提供及び適正な給付業務の実施（実施主体：都道府県及び市町村） 母子家庭の母及び父子家庭の父に対して、積極的に児童扶養手当制度に関する情報提供を行うほか、プライバシーの保護に配慮した適正な給付業務を実施 ウ 児童扶養手当窓口における相談、情報提供等適切な自立支援の実施（実施主体：都道府県及び市町村） 児童扶養手当窓口において、母子・父子自立支援員等に

よる就業等に関する相談や情報提供を積極的に推進する等、母子家庭の母及び父子家庭の父に対する適切な自立支援を実施	よる就業等に関する相談や情報提供を積極的に推進するなど、母子家庭の母及び父子家庭の父に対する適切な自立支援を実施
⑥ 広報啓発	⑥ 広報啓発
広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業の実施等により、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策に係る要望・意見の聴取やニーズ調査等を行うとともに、パンフレットの配布、SNS 等のインターネットメディア等の各種の広報手段の活用や、地域で活動する民間団体とも協力し、地域の特性を踏まえた、情報の取得が困難な者にも行き届くような広報啓発活動を実施（実施主体：都道府県及び市町村）	広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業の実施等により、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策に係る要望・意見の聴取やニーズ調査等を行うとともに、各種の広報手段を活用し、地域の特性を踏まえた広報啓発活動を実施（実施主体：都道府県及び市町村）
⑦ 相談に従事する職員や窓口対応を行う職員に対する研修等の実施	⑦ 相談に従事する職員や窓口対応を行う職員に対する研修等の実施
ア 母子・父子自立支援員、就業支援専門員その他の相談関係職員や相談窓口で対応を行う職員に対する研修会の開催や他の研修会への参加を促す等による人材の確保や専門性の向上を推進（実施主体：都道府県及び市町村）	ア 母子・父子自立支援員、就業支援専門員その他の相談関係職員や相談窓口で対応を行う職員に対する研修会の開催や他の研修会への参加を促す等による人材の確保や専門性の向上を推進（実施主体：都道府県及び市町村）
イ 相談関係職員等の研修等の実施にあたっては、各種支援施策に関する内容の他、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦が抱える様々な事情を理解し、プライバシー保護に配慮した相談対応の方法もあわせて実施（実施主体：都道府県及び市町村）	イ 相談関係職員等の研修等の実施にあたっては、各種支援施策に関する内容の他、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦が抱える様々な事情を理解し、プライバシー保護に配慮した相談対応の方法もあわせて実施（実施主体：都道府県及び市町村）
(3) 就業の支援に関する施策の実施の状況の公表	(3) 就業の支援に関する施策の実施の状況の公表
毎年 1 回、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に	毎年 1 回、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に

関する施策の実施の状況を公表する。 (4) 基本方針の評価と見直し ① 基本方針の見直しに当たっては、見直し前に、基本方針に定めた施策の評価を行う。 この評価は、第1に掲げた母子家庭及び父子家庭の父並びに寡婦の動向に関して可能な限り定量的な調査を実施するほか、関係者の意見を聴取すること等により実施する。 ② 施策評価結果の公表 ①の評価により得られた結果は、公表する。 ③ 基本方針の見直し ①の評価により得られた結果は、基本方針の見直しに際して参考にする。 (5) 関係者等からの意見聴取 基本方針の見直しに当たっては、母子・父子福祉団体、NPO、都道府県や市町村、母子生活支援施設関係者等、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策関係者からの意見を幅広く聴取するとともに、パブリックコメントを求める。 (6) その他 ① 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策を実施するに当たっては、母子・父子福祉団体、NPOその他関係団体に対し適切な支援を行うとともに、これらの関係団体、児童委員及び施策に関係する部局とも十分な連携を図りつつ実施する。 ② 効果的な母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策の在り方	関する施策の実施の状況を公表する。 (4) 基本方針の評価と見直し ① 基本方針の見直しに当たっては、見直し前に、基本方針に定めた施策の評価を行う。 この評価は、第1に掲げた母子家庭及び父子家庭の父並びに寡婦の動向に関して可能な限り定量的な調査を実施するほか、関係者の意見を聴取すること等により実施する。 ② 施策評価結果の公表 ①の評価により得られた結果は、公表する。 ③ 基本方針の見直し ①の評価により得られた結果は、基本方針の見直しに際して参考にする。 (5) 関係者等からの意見聴取 基本方針の見直しに当たっては、母子・父子福祉団体、NPO、都道府県や市町村、母子生活支援施設関係者等、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策関係者からの意見を幅広く聴取するとともに、パブリックコメントを求める。 (6) その他 ① 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策を実施するに当たっては、母子・父子福祉団体、NPOその他関係団体に対し適切な支援を行うとともに、これらの関係団体、児童委員及び施策に関係する部局とも十分な連携を図りつつ実施する。 ② 効果的な母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策の在り方
--	--

について研究・検討を行う。 ③ 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策に従事する職員により母子家庭及び父子家庭並びに寡婦を巡る状況の理解、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策の習熟及びブライバシーへの十分な配慮が促進されるよう、職員の資質向上のための研修等を実施する。 第3 都道府県等が策定する自立促進計画の指針となるべき基本的な事項 都道府県等及び市等が、自立促進計画を策定する場合には、次に掲げる指針を踏まえ策定することが適当である。 1. 手続についての指針 (1) 自立促進計画の期間 自立促進計画の運営期間は、5年間とする。ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。 (2) 他の計画との関係 自立促進計画は、法律の規定による計画であって母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関する事項を定めるものと調和を保つよう努めなければならない。 (3) 自立促進計画策定前の手続 ① 調査・問題点等の把握 自立促進計画を策定するに当たっては、まず、次の事項について調査し、活用可能な既存のデータ等を基に評価・分析し、当該地域における母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の現状における問題点及び支援施策の利用に関する意向を把握	について研究・検討を行う。 ③ 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策に従事する職員により母子家庭及び父子家庭並びに寡婦を巡る状況の理解、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策の習熟及びブライバシーへの十分な配慮が促進されるよう、職員の資質向上のための研修等を実施する。 第3 都道府県等が策定する自立促進計画の指針となるべき基本的な事項 都道府県等及び市等が、自立促進計画を策定する場合には、次に掲げる指針を踏まえ策定することが適当である。 1. 手続についての指針 (1) 自立促進計画の期間 自立促進計画の運営期間は、5年間とする。ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。 (2) 他の計画との関係 自立促進計画は、法律の規定による計画であって母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関する事項を定めるものと調和を保つよう努めなければならない。 (3) 自立促進計画策定前の手続 ① 調査・問題点等の把握 自立促進計画を策定するに当たっては、まず、次の事項について調査し、活用可能な既存のデータ等を基に評価・分析し、当該地域における母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の現状における問題点及び支援施策の利用に関する意向を把握
---	---

握する。	ア 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の数（離死別や未婚等の原因ごとの数）	イ 母子家庭及び父子家庭における子どもの状況（人数、性別、年齢、就学状況等）	ウ 平均年間所得（就業形態ごと、就業種別ごとの額）	エ 就業率（就業形態ごと、就業種別ごとの率）	オ 母子家庭及び父子家庭の<u>養育費等の取決め率、取得率及び平均額</u>	カ 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の住居の状況	キ 母子家庭及び父子家庭のうち、その児童が保育所等の利用を待機している世帯数	ク 当該地域の公共的施設における母子家庭及び父子家庭の雇用状況	ケ その他当該地域の母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立促進にとって参考となる数値	コ 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の支援施策の利用に関する意向	サ 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の支援施策の実施に<u>当たり、活用可能な地域資源（地域で活動する民間団体等）</u>	② 基本目標	①の調査・問題点等の把握に基づいて、自立促進計画の基本目標を明確にする。
握する。	ア 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の数（離死別や未婚等の原因ごとの数）	イ 母子家庭及び父子家庭における子どもの状況（人数、性別、年齢、就学状況等）	ウ 平均年間所得（就業形態ごと、就業種別ごとの額）	エ 就業率（就業形態ごと、就業種別ごとの率）	オ 母子家庭及び父子家庭の<u>養育費等の取決め率、取得率及び平均額</u>	カ 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の住居の状況	キ 母子家庭及び父子家庭のうち、その児童が保育所等の利用を待機している世帯数	ク 当該地域の公共的施設における母子家庭及び父子家庭の雇用状況	ケ その他当該地域の母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立促進にとって参考となる数値	コ 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の支援施策の利用に関する意向	サ 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の支援施策の実施に<u>当たり、活用可能な地域資源（地域で活動する民間団体等）</u>	② 基本目標	①の調査・問題点等の把握に基づいて、自立促進計画の基本目標を明確にする。

③ 合議制機関からの意見聴取 自立促進計画の策定に当たっては、あらかじめ、都道府県児童福祉審議会又は市町村児童福祉審議会、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項又は第 4 項に規定する機関その他の母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関する事項を調査審議する合議制の機関の意見を聴取するよう努めなければならない。	③ 合議制機関からの意見聴取 自立促進計画の策定に当たっては、あらかじめ、都道府県児童福祉審議会又は市町村児童福祉審議会、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項又は第 4 項に規定する機関その他の母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関する事項を調査審議する合議制の機関の意見を聴取するよう努めなければならない。
④ 関係者等からの意見聴取 自立促進計画の策定に当たっては、あらかじめ、地域の母子・父子福祉団体、NPO、母子生活支援施設職員など母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策関係者からの意見を幅広く聴取するとともに、インターネットの利用及び印刷物の配布等の方法により広く母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の意見を求める等、当該地域の住民の意見も聴取するよう努めなければならない。	④ 関係者等からの意見聴取 自立促進計画の策定に当たっては、あらかじめ、地域の母子・父子福祉団体、NPO、母子生活支援施設職員など母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策関係者からの意見を幅広く聴取するとともに、インターネットの利用及び印刷物の配布等の方法により広く母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の意見を求める等、当該地域の住民の意見も聴取するよう努めなければならない。
(4) 自立促進計画の評価と次期自立促進計画の策定 ① 評価 次の自立促進計画の策定に当たっては、自立促進計画の運営期間の満了前に、自立促進計画に定めた施策について評価を行う。 この評価は、(3)①に掲げる事項について調査を実施するほか、関係者の意見を聴取すること等により実施する。 ② 施策評価結果の公表 ①の評価により得られた結果は、公表する。	(4) 自立促進計画の評価と次期自立促進計画の策定 ① 評価 次の自立促進計画の策定に当たっては、自立促進計画の運営期間の満了前に、自立促進計画に定めた施策について評価を行う。 この評価は、(3)①に掲げる事項について調査を実施するほか、関係者の意見を聴取すること等により実施する。 ② 施策評価結果の公表 ①の評価により得られた結果は、公表する。

③ 次の自立促進計画の策定 ①の評価により得られた結果は、次の自立促進計画を策定するに際して参考にする。 2. 自立促進計画に盛り込まべき施策についての指針 (1) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項としては、1. (3) ①で把握した問題点を記載する。 (2) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項としては、第2の1. を参考にしつつ、当該都道府県等及び市等において今後実施する母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策の基本的な方向性を記載する。 さらに、第2の2. を参考にしつつ、当該都道府県等及び市等が自立促進計画に基づいて実施する各施策の基本目標を記載する。 (3) 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項 ①日常生活支援等の子育て支援、生活の場の整備、②高等職業訓練促進給付金及び自立支援教育訓練給付金等の就業支援策、③養育費の確保等に関する事項、④経済的支援策、⑤関係機関の協力その他の各項目について、(1)に記載した問題点を解消するために必要な施策	③ 次の自立促進計画の策定 ①の評価により得られた結果は、次の自立促進計画を策定するに際して参考にする。 2. 自立促進計画に盛り込まべき施策についての指針 (1) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項としては、1. (3) ①で把握した問題点を記載する。 (2) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項としては、第2の1. を参考にしつつ、当該都道府県等及び市等において今後実施する母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策の基本的な方向性を記載する。 さらに、第2の2. を参考にしつつ、当該都道府県等及び市等が自立促進計画に基づいて実施する各施策の基本目標を記載する。 (3) 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項 ①日常生活支援等の子育て支援、生活の場の整備、②高等職業訓練促進給付金及び自立支援教育訓練給付金等の就業支援策、③養育費の確保等に関する事項、④経済的支援策、⑤関係機関の協力その他の各項目について、(1)に記載した問題点を解消するために必要な施策
--	--

として、次に掲げるものを記載する。 ① 厚生労働大臣が提示した施策 第2の3.(2)に掲げられた施策のうち、当該都道府県等及び市等において実施する施策 ② 都道府県等及び市等独自の施策 第2の3.(2)に記載されていない施策であって、当該都道府県等及び市等が独自で実施する施策	として、次に掲げるものを記載する。 ① 厚生労働大臣が提示した施策 第2の3.(2)に掲げられた施策のうち、当該都道府県等及び市等において実施する施策 ② 都道府県等及び市等独自の施策 第2の3.(2)に記載されていない施策であって、当該都道府県等及び市等が独自で実施する施策
---	---

子 発 ※ 第 ※ 号
令和 2 年 ※ 月 ※ 日

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

DV 対応・児童虐待対応連携強化事業の実施について（案）

婦人相談所において、DV 被害者等が同伴する児童の支援の充実を図るため、別紙のとおり「DV 対応・児童虐待対応連携強化事業実施要綱」を定め、令和 2 年 4 月 1 日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

(別紙)

DV対応・児童虐待対応連携強化事業実施要綱（案）

1 目的

婦人相談所において、DVに関する相談支援あるいはDV被害者及びその同伴する児童の一時保護を行うに当たっては、DVと児童虐待の特性や、これらが重複して発生していること等を踏まえ、児童相談所等関係機関と連携した対応が必要である。

このため、これらの対応を強化するため、婦人相談所に児童虐待防止対応コーディネーターを配置し、DV対応と児童虐待対応との連携を進め、もってDV被害者及びその同伴する児童の支援の充実を図ることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、都道府県、婦人相談所を設置する指定都市（以下「都道府県等」という。）とする。

3 児童虐待防止対応コーディネーターの要件

児童虐待防止対応コーディネーターは、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。

- (1) 社会福祉士、精神保健福祉士、保健師の資格を有する者
- (2) 婦人保護事業、児童福祉事業、社会福祉事業に5年以上従事した者
- (3) 婦人保護事業、児童虐待対応に対する理解があり、都道府県等が適当と認めた者

4 児童虐待防止対応コーディネーターの業務内容

婦人相談所が対応するDVに関する相談者及びその者が同伴又は監護する児童（以下「対象者」という。）への支援において、児童虐待防止のほか、対象者に対する支援の充実を図るために、児童相談所等関係機関と連携した対応等必要な業務を行う。

なお、対象者については、DV以外を主訴とする被害者であって、児童虐待が疑われる場合も対象とする。

- (1) 対象者のDV及び児童虐待に関する情報等について婦人相談所内及び児童相談所、要保護児童対策地域協議会等の関係機関との連絡・調整
- (2) 一時保護に際して母子分離する場合の児童相談所や児童福祉施設等との連絡・調整
- (3) 心理的ケア等の対応における一時保護委託契約施設、児童相談所、医療機関、学校等との連絡・調整
- (4) 一時保護に至らない対象者について、DVや児童虐待の疑われる場合の婦人相談員、児童相談所、市区町村児童虐待部局等との情報の共有等

- (5) 地域の婦人相談員等関係者へのDV対応や児童虐待対応に関する助言
- (6) その他必要な業務

6 実施上の留意点

- (1) 婦人相談所設置要綱（昭和38年3月19日厚生省発社第35号）に定める職員配置を満たしており、他の国庫補助金等の補助を既に受けている職員とは別に児童虐待防止対応コーディネーターを1名配置すること。
- (2) DV被害者等及び同伴児童との信頼関係の構築に努めること。
- (3) 効果的な支援の実施のため、個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、関係者間での情報の共有に努めるとともに、業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、関係者に対し、個人情報の取扱いについて守秘義務を課すこと。

7 経費

児童虐待防止対応コーディネーターの配置等本事業に要する経費については、国は予算の範囲内において別に定めるところにより補助するものとする。

子 発 ※ 第 ※ 号
令和 2 年 ※ 月 ※ 日

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

婦人相談所ＳＮＳ等相談支援事業の実施について（案）

若年層をはじめとした困難を抱えた女性が支援に円滑につながるよう、ＳＮＳ等を活用した相談体制の充実を図るため、別紙のとおり「婦人相談所ＳＮＳ等相談支援事業実施要綱」を定め、令和２年４月１日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の４第１項の規定に基づく技術的な助言である。

(別紙)

婦人相談所ＳＮＳ等相談支援事業実施要綱（案）

1 目的

婦人保護事業では、従来、婦人相談所等における電話相談から始まり、来所相談、一時保護等の支援につなげているところであるが、近年、若年層を中心にＳＮＳ等がコミュニケーション手段の中心となっている実態を踏まえ、婦人相談所にＳＮＳ等を活用した相談体制を導入し、それを入り口として、若年層をはじめとした困難な問題を抱える女性が支援に円滑につながるよう、相談体制の充実を図ることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、都道府県、婦人相談所を設置する指定都市（以下「都道府県等」という。）とする。

なお、都道府県等は、当該事業を適切に実施することができると認めた者に委託して実施することができる。

3 実施方法

ＳＮＳ等を活用した即応性のある文字情報等による相談対応を実施するとともに、必要に応じて相談員の専門性を向上させるための研修、事業を効果的かつ円滑に実施するための通信ログ等の分析・研究、相談技法の開発等を行う。

相談員については、ＳＮＳ等の活用による相談対応を円滑に行うために必要な知識及び経験を有するとともに、電話相談の経験を有し、本事業の趣旨を理解する者とする。

また、相談員に対し助言・指導等を行う指導員を配置し、困難事例等に対し適切に対応すること。

4 事業内容

- (1) 困難な問題を抱える女性からのＳＮＳ等を活用した相談対応
- (2) 相談内容の記録・整理及び婦人相談所長等への報告
- (3) 事業の周知・広報活動業務
- (4) 通信ログ等の分析・研究
- (5) 相談技法の開発
- (6) その他必要な業務

6 実施上の留意点

- (1) 相談者との信頼関係の構築に努めること。
- (2) 効果的な支援の実施のため、個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、関係者間での情報の共有に努めるとともに、業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、関係者に対し、個人情報の取扱いについて守秘義務を課すこと。

7 経費

事業に要する経費については、国は予算の範囲内において別に定めるところにより補助するものとする。

子 発 ※ 第 ※ 号
令和 2 年 ※ 月 ※ 日

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

同伴児童学習支援事業の実施について（案）

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に入所したDV被害者等が同伴する子どもの教育体制の強化を図るため、別紙のとおり「同伴児童学習支援事業実施要綱」を定め、令和2年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。